



# 令和7年度注目事業

※千円単位は四捨五入

## 子ども応援 中学生の給食費無償化の実施

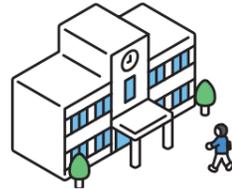
特に教育費の負担が大きい中学生に係る給食費を無償化します。  
※給食の提供を受けていない生徒や特別支援学校中等部に在籍する生徒も対象（市内在住者）



1億9,476万円

## 子ども応援 小・中学校増改築など学校環境の整備

戸田南小学校の増築工事や、新曽小学校などの改修工事、また老朽化により建て替えが必要な美笹中学校の新しい校舎を設計します。



5億9,045万円

## 100年健康 産後ケア事業の負担軽減

産婦の方の心身の安定と育児不安の解消を推進するため、産後ケア事業利用料の自己負担額のさらなる軽減を行います。



5,214万円

## 100年健康 北戸田駅西口交流広場の整備

新しい北戸田の「まち」にふさわしい明るくにぎわいのある駅前空間として、滞在性や利便性に優れた人中心の駅前交流広場を整備します。



2億2,700万円

## 防災 新曽地区における水害対策の実施

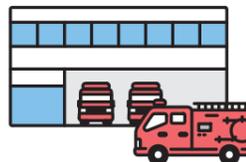
道路冠水対策として、スリット入りの都市型側溝に改修します。また、雨水対策として、新曽第一土地区画整理事業地内の調整池の整備を行います。



6億7,714万円

## 防災 東部分署の建て替え

施設の老朽化や消防需要に対応するため増加している車両・設備などによる狭隘化などに対応するため改築工事を行います。



3,602万円

### ▼3大プロジェクト以外の注目事業▼

## 防犯 住まいの防犯対策への助成

自宅に設置する防犯設備などの購入・設置費用の一部を助成します。  
補助額：購入・設置費用の1/2  
(上限20,000円)  
対象設備：防犯カメラ、ライトなど



1,009万円

## 文化 文化芸術推進条例施行記念イベント開催

令和7年4月施行の戸田市文化芸術推進条例の制定を記念し、第一線で活躍する一流のソリストを招き、市民参加型の合唱公演を実施します。



684万円

# 令和7年3月定例会

議案などの  
詳細はこちら



## 主な議案

今定例会では、令和7年度予算を含め、市長提出議案が48件、議員提出議案2件、委員会提出議案1件が提出され、いずれも可決・同意されました。  
ここでは、賛否が分かれ、議論が行われた議案などを紹介します。

### 契約 議案第21号 令和6年度さくら川護岸整備工事請負変更契約について 可決(全会一致)

令和6年6月定例会の議決を経て請負契約を締結し、令和7年3月31日までを工期として進めてきたが、工事現場として使用している国管理用地での利用調整が生じ、工事作業に制限が発生したことから工期を延長する必要が生じたため、契約を変更するものです。

こんな質疑がありました

Q. 変更契約の趣旨と積算根拠は。

A. 趣旨は、工事施工ヤードを確保するため、隣接する国土交通省から用地を借り受けていたところ、当該用地について、国との利用期間の調整が生じたことに伴い、工事の遅延が発生した。積算根拠は、今回の変更契約で、工期の延長に伴う契約金額の変更はない。当初設計額の積算根拠は、工事を施工するために必要な労務、材料、機械に係る数量については、埼玉県土木工事標準積算基準書に基づき算出し、労務単価、材料単価などの設計単価については、県の土木工事設計単価表を採用している。

### 補正予算 議案第24号 令和6年度戸田市一般会計補正予算(第9号) 可決(賛成21人反対3人)

反対

日本共産党戸田市議団 むとう 葉子 議員  
本補正予算では、財政調整基金に38億5,000万円超を積み立て、年度末残高は82億円超。財政調整基金は、震災や税収減時に備えるものだが、当初予算で基金を取り崩し、年度末に多額の積み立てを繰り返す結果、基金は年々増えており、単年度主義の原則に反する。市民生活は、コロナ禍後の物価高騰で依然不安定であり、年金生活者や子育て世帯は不安を抱えている。余剰金を市民サービスに充てるべきと考え反対する。

賛成

戸田の会 酒井 いくろう 議員  
基金は税収不足や災害の際に、行政サービスや危機対応を行うための蓄え。本市の基金残高は必要よりも少ない。毎年、多額の基金積み立てを行っているのは単なる資金繰りの一環。これから長く続く物価高対策のための財源として「いざというときの蓄え」で「使えなくなってしまう」基金をあてにするのではなく、「効果の薄い事業の廃止」や、「行政運営の効率化」により確保すべきである。よって議案に賛成する。

### 予算 議案第33号 令和7年度戸田市一般会計予算 可決(賛成22人反対2人)

こんな質疑がありました

Q. 65歳以上の高齢者のみの世帯や日中家に高齢者しかいないことが常態である世帯に対し、固定電話機に、特殊詐欺対策用警告アナウンス付き自動通話録音機を貸与することについて、対象要件に該当するかの判断とその申請手続きは。

A. 対象要件を「日中、高齢者のみ在宅の世帯」としており、申請者から申請書の該当欄に「日中において、在宅の世帯員が高齢者のみであることが常態である世帯」であることを申請いただき、市が受け付けした際、必要に応じて、申請者へヒヤリングなどをして確認する。また、申請手続きは、本人確認書類の写しを添えて、窓口や郵送などで提出いただく予定。市で審査後、結果を通知する。貸与決定後、窓口で貸与機器を交付する。